

第2回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月14日(金) 午後2時から午後2時40分まで

2. 開催場所 境港市役所 第3会議室

3. 出席委員(10人)

会長(議長)	9番	足立晋哉
農業委員	1番	酒井美智子
	3番	阿部和夫
	4番	佐々木隆
	5番	藪内明
	6番	古徳哲郎
	7番	足立恵一
最適化推進委員	10番	濱田孝
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員

	2番	河岡誠
	11番	角興

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田幹夫
主幹	川田潤
主任	須山裕介

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第2号 令和2年年間活動計画について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明申請について

議案第6号 農用地利用集積計画(案)について

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和2年第2回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日の欠席委員は2名ですので、定足数に達しており会議は成立しております。
それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、4番佐々木委員、5番藪内委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

(会長から次の事項について会務報告)

令和2年1月22日(水)常設審議委員会

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第2号「令和2年年間活動計画(案)について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号「令和2年年間活動計画(案)について」を説明させていただきます。
議案1ページから2ページです。
先月の総会後に農政専門部会で審議いたしまして、計画案を作成しました。
令和元年からの変更点は、秋季農作業労賃標準額(案)の審議月を7月から9月へ変更した点です。これは鳥取県最低賃金の決定が毎年9月頃であることからの変更です。

阿部農政専門部会長 鳥取県最低賃金の決定時期に合わせて、審議月を9月に繰り下げたところであります。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。
それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり承認されました。
続いて議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明させていただきます。議案3ページから5ページです。

(番号1)

譲渡人が米子市東町のAさんで、譲受人が渡町のBさんです。

申請地を売買により所有権移転し露地野菜を栽培したいという申請内容です。土地の所在は、渡町・畑・274㎡、渡町・畑・476㎡、合計750㎡で農用地域内にあります。地図は4ページです。次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も耕作を維持することですので、農地を効率的に利用できると思込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と思込まれます。第5号の下限面積要件についてですが、他耕作農地面積が、21,260㎡で、合計耕作農地面積が、22,010㎡となり、下限面積要件の20アールを満たすこととなります。第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。第7号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思われます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、古徳委員、築谷委員、永井委員にお願いしました。以上です。

築谷委員 第3条での申請で、継続して作付けをされるとのことですので、全く問題はないと思います。皆様の審議をお願いします。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号番号1は、原案のとおり承認されました。続いて議案第3号番号2を事務局より説明をお願いします。

事務局 (番号2)

譲渡人が米子市三本松のCさんで、譲受人が渡町のDさんです。

申請地を売買により所有権移転し野菜等を栽培するという申請内容です。

事務局 土地の所在は、境港市渡町・畑・178㎡で調整区域内にあります。地図は5ページです。次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も耕作を維持することですので、農地を効率的に利用できると思込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と思込まれます。第5号の下限面積要件についてですが、他耕作農地面積が、6,451㎡で、合計耕作農地面積が、6,629㎡となり、下限面積要件の20アールを満たすこととなります。第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。第7号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、古徳委員、築谷委員、永井委員にお願いしました。以上です。

築谷委員 進入路もなく、他に活用できる方もおられない土地ではないかと考えます。皆様の審議をお願いします。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号番号2は、原案のとおり承認されました。続いて議案第4号「農地法第5条第1項の規定による申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。議案の6～14ページです。

(番号1)

貸付人は、境港市森岡町のEさんで、借受人は松江市美保関町のFさんです。土地の所在は、7ページにあります森岡町字下道916番、田、1,398㎡です。申請理由は、申請地を地上権設定により借り受けて、太陽光発電施設を設置したいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。

事務局 資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、外周にフェンスと素掘りの水路を設置することから、流水等による被害発生の恐れはないと考えられます。隣接耕作者への同意書は取っておられます。現地調査は、古徳委員、築谷委員、永井委員にお願いしました。以上です。

(番号2)

貸付人は、境港市森岡町のGさんで、借受人は松江市美保関町のFさんです。土地の所在は、7ページにあります森岡町字下道918番1、畑、1,116㎡の内、45㎡です。申請理由は、当該農地を使用貸借により3ヶ月間借受け、隣接地に設置する太陽光発電施設への資材搬入路を設置したいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された事業計画書から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、当該農地は現在耕作されておらず、資材搬入路も敷鉄板を行うものということなので、被害発生の恐れはないと考えられます。一時転用からの原状復帰については、敷鉄板からの撤去による復帰を行う予定ですので、問題はないと考えられます。現地調査は、古徳委員、築谷委員、永井委員にお願いしました。以上です。

古徳委員 荒廃した農地が適正に管理されることをふまえても、適当ではないかと思いません。皆様の審議をお願いします。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり承認されました。続いて議案第5号「非農地証明申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 「非農地証明申請について」を説明させていただきます。議案14ページです。申請人は広島市のHさんです。

事務局 土地の所在は、三軒屋町字島屋西2482番2・畑・416㎡、で調整区域内にあります。地図は15ページです。申請地は平成9年より、業者が資材置場として利用しており、農地としての再生は困難とのことです。今回非農地証明を行い、業者への所有権移転を行う予定とのことです。現地調査は、古徳委員、築谷委員、永井委員にお願いしました。以上です。

永井委員 10年ほど前から資材置き場として使用されています。農地としての再生も困難だと考えますので申請は妥当かと思えます。皆様の審議をお願いします。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり承認されました。続いて議案第6号「農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 「農用地利用集積計画（案）について」を説明させていただきます。議案16ページから19ページです。17ページが総括表です。賃借権設定が畑4筆、2,365㎡で、いずれも新規です。使用賃借権設定は畑6筆、3,170㎡で、いずれも新規です。18ページが利用権設定の各筆明細です。利用権設定と賃借権の1番は新規就農のIさんが新たに農地を賃借するものです。利用権設定の2番は契約者の変更による設定です。利用権設定の3番の土地は、小篠津町のJさんが借りる予定になっています。賃借権の2番は、前回合意解約のあった土地を井上さんが借りられるものです。賃借権の3番は、12月に設定させてもらった土地をKさんが借りられたものです。19ページが今回利用権の設定を受ける耕作者の農業経営状況の一覧です。いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当しており、特に問題はないと考えます。以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第6号は、原案のとおり承認されました。

(事務局から次の事項について報告)
報告第6号 農地法第18条第6項の規定による届出について

(事務局からその他項目について説明)

- ・ 今後の予定
 - 常設審議委員会 (会長) 令和2年 2月25日 (火)
 - 令和2年第2回境港市農業委員会総会 令和2年 3月10日 (火)
- ・ 農業委員会情報 2月号「農業者年金に加入しませんか」
3月号「令和2年春季農作業労賃標準額」予定

議 長 以上で、本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議 長 以上をもちまして令和2年第2回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和2年2月14日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
